

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その46）

こ う ち が わ

# 河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑳

河内川ダム建設工事に係る

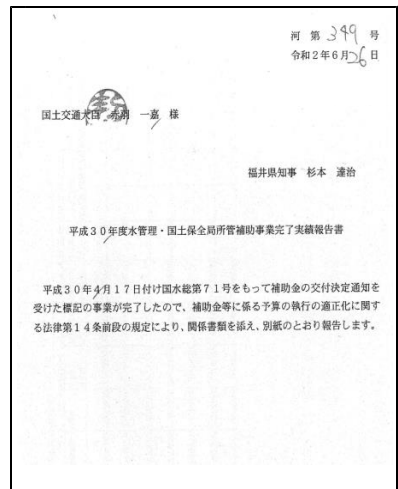
## 関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 13

(小浜市) 松本 浩

杉本知事は、関西電力(株)にからむ河内川ダム補償工事に係る虚偽の報告書を国土交通大臣に提出し、以て、使途不明の工事費9,000万円の隠蔽(いんぺい)を図った。

杉本達治福井県知事は、令和2年6月26日付で河内川ダム建設工事に係る右「実績報告書(河第349号)」を赤羽一嘉国土交通大臣に提出した。

この文書は、平成30年度国庫補助事業(55%)に係る虚偽の「完了実績報告書」であり、杉本知事はこの虚偽公文書の提出をもって、河内川ダム建設工事費に係る使途不明金9,000万円の隠蔽を図ったものであり、その罪は極めて重い。



事業費精算総括表(河内川ダム)

事業名:河川総合開発事業 (単位:円)

費目	金額	備考
事業費	( 3,170,000,000 )	
工事費	( 3,170,000,000 )	
本工事費	( 2,710,000,000 )	
ダム費	2,685,211,757	
管理施設費	( 2,186,000,000 )	
仮設備費	2,160,579,277	
工事用動力費	( )	
測量設計費	( 261,000,000 )	
用地費及補償費	289,782,832	
補償費	( 199,000,000 )	
補償工事費	195,005,411	
船舶及機械器具費	( 52,000,000 )	
事務費	47,152,010	
事業費負担区分	( )	
公共事業費	( 3,170,000,000 )	
電気事業費	( 2,841,905,000 )	
上水道事業費	( )	
工業用水道事業費	253,600,000	
特定かんがい事業費	( 28,530,000 )	
	45,965,000	

令和3年2月22日午前、福井県嶺南振興局小浜土木事務所河内川・大津呂ダム統合管理事務所において、公文書公開が行われた。この日は、昨年(2020)の12月3日に同事務所が筆者に約束した補償工事費(関電発電所の付替水路)9,000万円の使途工事に係る書面による回答が予定されていた(以下、当日のメモによるその概略の報告)。

令和2年12月3日、自分の質問(付替水路9,000万円の使途工事は何か)に書面による回答を約束したが、今日ようやくその書面が提示された。

「見せるだけで渡せない」と言う小浜土木事務所の職員につよく抗議したが埒があかないので、自分はやや強引に辻川主任から書面を奪い取って紙片に書き写した。

さすがに、辻川主任らは暴力的に取り返す

ような行為に及ぶことはなかったが、辻川主任は「県の回答というよりは私のメモのようなものですが・・・」と、つぶやくように言った。検討に2ヶ月以上をかけた福井県の「辻川メモ」の全文は下記のとおり。

### 令和2年12月3日 文書公開における質問

Q、 H30変更許可で、補償工事費が90,000千円増額されているが、H31当初許可におけるH30金額は増額されていない。

増工した90,000千円は執行されていないのでは？

A、 H31当初認可はH31年1月、それ以降（H31年2月）に増額が必要となり変更認可を申請したため、H31認可申請時におけるH30補償工事費は変更前の金額となっている。

増工分は、付替水路 30-1（37,605,600円）、30-3（48,481,200円）、計86,086,800円で執行されている。

R2年6月提出の完了報告書においては、ほぼ認可どおり執行されている。

補償工事費 147,853,401円  
（認可 147,000,000円）

上記「辻川メモ」を書き写しながら、要旨次のようなやりとりがあった。

松本：私が問題にしたのは、「H31 当初認可」じゃないですよ。

辻川：ハイ……

松本：これは、回答になってませんよ。私が問題にしたのは、平成 31 年度の当初ではなくて、31 年度変更です。令和 1 年 7 月に申請された変更認可ですよ。

辻川：……

松本：……7 月には、前年度の会計処理は済んでいる筈なのに、前年度の 9,000 万円もの補償工事が実績から抜け落ちている点を質したんですよ。

辻川：……（頷く）

松本：補償工事費 9,000 万円が、付替水路 30-1 と 30-3 に使われたと言われますが、この二つの工事はどちらも補償工事費ではなくて、実際には本工事費で施工されているんですよ。

辻川：えっ……

松本：2 件とも工事設計書は、財源が「本工事費」になっています。

辻川：工事設計書にはそんなこと、書いてな

いでしょう。

松本：いや、書いてあります。設計書表紙「工事概要欄」の下に「事業費総括表」があって、30-1 も 30-3 も全額が「本工事費」と記載されています。

伊藤：……（頷く）

松本：令和 2 年 6 月 26 日に杉本知事が、赤羽国交大臣に出した「完了報告書」（河第 349 号）の補償工事費 147,853,401 円はこの書面のとおり付替水路 30-1 も 30-3 も入れた数額ですから、虚偽の報告書ですよ。

辻川：……

松本：9,000 万円の補償工事費を認可されたのに、それを、実際には本工事費で施工されている付替水路 30-1、30-3 に当てたんだと言われますが、国の、補助金の交付条件には「経費の配分の変更をする場合は、国土交通大臣の承認」が必要となるのに、福井県は変更申請をしてないじゃないですか。

辻川：但し、「軽微な変更を除く」となっていますから……

松本：9,000 万円の用途変更が「軽微な変更」

と言えますか。

辻川：……全体の……ダム事業費全体（415億円）から見れば軽微と……

松本：そんな馬鹿な！

辻川：……

松本：あなた方は、国民の税金を何だと思ってるんですか。

付替水路工事 30－1 と 30－3、合わせて 8,600 万円の工事は、ダムの本体工事費が当てられて施工されたのに、そこへ更に補償工事費 9,000 万円を上乗せしておいて、それが「軽微な変更」とはどういうことですか。

（怒りのあまり、頭に血が上って言葉にならず、思考が混乱する）

辻川：……

伊藤：しかし、……どのくらいなら軽微か、どのくらいなら軽微でないか。はっきりとした線は引けないんですから……

松本：9,000 万円が軽微な額かどうか、そんなことは常識の問題でしょう。

市民が 10 万円を稼ぐのにどれだけ苦労しているかご存じですか。

9,000 万円の税金が軽微とはよくも言えたもんだ。

辻川：……

伊藤：……

松本：杉本知事は、関西電力に流れた 9,000 万円の用途不明を隠すために、虚偽の報告書を作成して国土交通大臣に提出したんですよ。

仮に、この問題が国会で取り上げられてごらん下さい。大問題になることは

間違いありませんよ。これは大変な犯罪なんです からね。

辻川：……

伊藤：……

この日、別件の公文書開示請求に対する杉本知事からの「公文書非公開決定通知書」が用意されていて、自分に渡された。

関電の熊川発電所の河内川ダム建設工事に係る平成 31 年度補償工事（付替水路 6,400 万円）に関するもので、「当該工事に係る経費の配分の変更申請は行っておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため」と、非公開の理由が記載されていた。

松本：これは、おかしいですね。

辻川：……

松本：平成 31 年度の補助金交付申請の「付替水路 6,400 万円」の用途とされた工事は、河内川ダム建設工事 1－3 と 1－4 だとおっしゃったので、私がこの 2 件の工事を調べたところ、この工事も、どちらもダムの本工事費で施工されてました。

もし、この二つの工事に補償工事費 6,400 万円を充てたというのであれば、当然、「経費の配分の変更」の承認が必要となるので、私は、福井県の国交大臣への配分変更申請書と国の承認に係る文書の開示を請求したんですよ。

辻川：……

松本：その公文書が存在しない、ということになると本工事費で施工された 1－3 工事で 1－4 工事に、補償工事費 6,400 万円が二重に支出されたことになりませぬ。

辻川：二重に支出されることは、あり得ません。

松本：だって、一つの工事に河内川ダムの本工事費と補償工事費が支出されていると、言っておられるんでしょう。二重支出を否定されるのであれば「経費の配分の変更申請」と国の承認文書がなければならぬでしょう。決して軽微ではありませんよ。

先の 9,000 万円と合わせると 1 億 5,400 万円になるじゃないですか。

……何で変更申請書がないんですか。二重に支出されたたんでしょうが。

辻川：……「通知書」は本庁河川課の担当ですから、それは河川課に聞いて下さい。

松本：私は、河川課とか小浜土木とかにではなくて、福井県に対してお聞きしているんですから、あなた方が答えられないのはおかしいじゃないですか。

あなた方がお答えに出来ないのなら、答えられる河川課の方が、今日、ここへお見えになって説明して頂けないのはどうしてですか。

辻川：それも、河川課に聞いて下さい。私は担当ではありませんので。

松本：……（知らされていないらしいので無理もないと思うが、半ば投げやりのような態度で、6,400 万円については取り付く島もなかった）。  
次号に続く。